

塗料中鉛廃絶に関する日塗工宣言の改定について

平成27年12月10日
(一社)日本塗料工業会事務局

当工業会は、塗料中鉛に関して、1989～94年頃のOECDの動向及び幼児・妊婦・飲料水・食品等への直接接触する恐れのある用途への使用等の社会的悪影響の問題から、1996年(平成8年)7月の理事会決議によって、「塗料の鉛リスクリダクションに関わる(社)日本塗料工業会宣言」を公表し、順次削減を行って参りました。この活動の結果、現時点、人健康に直接悪影響を及ぼす用途分野としての使用はありませんが、その他の分野でも、当工業会によるJIS品目の廃止促進及び各社での代替物質への切り替えによる自主的な削減努力を行った結果、2014年度の鉛使用量は、問題発生当時(1992年度)に比較して約96%の削減がなされているところです(添付「塗料業界の鉛使用量推移(PRTRベース)」を参照)。

国際的な2020年までの塗料中鉛廃絶の動きが高まる中、今後の残されている課題の解決に向けて、以下のとおり宣言を改定し、更なる徹底強化を図ることとしました。

鉛含有塗料の廃止に向けての(一社)日本塗料工業会宣言の改定(案)

平成27年12月10日
一般社団法人日本塗料工業会

(一社)日本塗料工業会は、1996年7月に、「塗料の鉛リスクリダクションに関わる(社)日本塗料工業会宣言」を公表し、その活動を行って参りましたが、2020年までの国際的な塗料中鉛廃絶の動きが高まる中、業界の自主的な取組として、以下のとおり当該宣言を改定し、更なる徹底強化を図ることとします。

1. 内外装など一般用途分野

- (1) 鉛含有塗料のJISに関して全ての品目の廃止手続きを行うとともに、公共建築・改修工事標準仕様書(国土交通省監修)等からの使用義務を取り除く手続きを行う。このことによって、公共的な使用が終了することとなる。
- (2) 上記(1)の公共用及びそれ以外の民生用を含めた鉛含有塗料の廃止に向けて、会員各社はその重要性を認識しつつ、需要者との話し合いによる理解を深める努力を行い、その準備が整備された会社から、各社自らが「遅くとも2018年度末までに鉛含有塗料の生産及び販売を終了する(実績又は計画)」旨の宣言・公表を行う。
- (3) 会員外の各社においても、関係先に情報提供しつつ、廃止への理解が得られるよう、奨励・促進するための最大限の努力を払う。

2. 特殊用途分野

路面標示分野など、生命や国の安全確保の面でやむを得なく必要な分野においては、需要者の動向によって廃絶時期の見通しが立てにくいため、当該用途分野を限定・特定化させ、国(経済産業省をはじめ関係省庁)と相談・協議しつつ、2020年までに廃絶を実現するべく必要な措置をとる。